

○江田島市やすらぎ交流農園管理規則

平成18年7月28日

規則第26号

江田島市やすらぎ交流農園管理規則（平成16年江田島市規則第115号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、江田島市やすらぎ交流農園設置及び管理条例（平成16年江田島市条例第141号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用の申込み）

第2条 施設を利用しようとする者は、利用申込書を市長に（施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者）に提出し、その許可を受けなければならない。

（原状回復義務）

第3条 施設を利用した者は、利用終了後、速やかにその施設及び設備を原状に回復しなければならない。

（報告）

第4条 指定管理者は、施設の利用状況及び収支について、毎年1回以上市長に報告しなければならない。

（その他）

第5条 この規則に定めるもののほか、施設の管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年9月1日から施行する。